

議案第 3 4 号

平成 3 0 年度調布市後期高齢者医療特別会計予算

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 1 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計

目 次

予 算

平成30年度調布市後期高齢者医療特別会計予算	2
第1表 歳入歳出予算	3

予 算 説 明

I 歳入歳出予算事項別明細書	7
1 総 括	7
2 歳 入	8
第5款 後期高齢者医療保険料	8
第10款 使用料及び手数料	8
第15款 繰 入 金	8
第20款 繰 越 金	8
第25款 諸 収 入	10
3 歳 出	12
第5款 総 務 費	12
第7款 保 険 給 付 費	16
第10款 広 域 連 合 納 付 金	18
第15款 保 健 事 業 費	20
第20款 諸 支 出 金	22
第90款 予 備 費	26
II 給与費明細書	28

平成30年度調布市後期高齢者医療特別会計予算

平成30年度調布市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,177,176千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した経常的経費(給料、職員手当等及び共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での一件金額500千円までのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年3月1日 提出

調布市長 長 友 貴 樹

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
5 後期高齢者医療保険料		千円 2,703,678
	5 後期高齢者医療保険料	2,703,678
10 使用料及び手数料		1
	5 手 数 料	1
15 繰 入 金		2,328,027
	5 一 般 会 計 繰 入 金	2,328,027
20 繰 越 金		1
	5 繰 越 金	1
25 諸 収 入		145,469
	5 延滞金, 加算金及び過料	32
	7 償還金及び還付加算金	650
	10 市 預 金 利 子	1
	15 受 託 事 業 収 入	144,785
	20 雑 入	1
歳 入	合 計	5,177,176

歳 出

款	項	金 額
5 総 務 費		千円 71,214
	5 総 務 管 理 費	64,230
	10 徴 収 費	6,984
7 保 險 給 付 費		65,215
	5 葬 祭 費	65,215
10 広 域 連 合 納 付 金		4,856,116
	5 広 域 連 合 納 付 金	4,856,116
15 保 健 事 業 費		178,910
	5 保 健 事 業 費	178,910
20 諸 支 出 金		5,221
	5 償 還 金 及 び 還 付 金	5,220
	10 繰 出 金	1
90 予 備 費		500
	5 予 備 費	500
歳 出	合 計	5,177,176

後期高齢者医療特別会計予算説明書

(略)